

第19章 司法

19-1 刑事事件

(単位 人)

年次・区分		受理			既済	未済
		総 数	旧受	新受		
盛岡地方裁判所 本庁	令和 元年	612	92	520	486	126
	2 年	667	126	541	547	120
	3 年	781	120	661	704	77
	4 年	772	77	695	682	90
	5 年	890	90	800	753	137
	(令和 5 年内訳)					
	訴訟	311	88	223	180	131
盛岡簡易裁判所	その他の事件	579	2	577	573	6
	令和 元年	1,905	10	1,895	1,884	21
	2 年	1,929	21	1,908	1,911	18
	3 年	1,949	18	1,931	1,945	4
	4 年	1,654	4	1,650	1,649	5
	5 年	1,970	5	1,965	1,962	8
	(令和 5 年内訳)					
	訴訟	2	—	2	1	1
	略式事件 (道路交通法違反等)	270	—	270	270	—
	略式事件 (上記以外)	248	5	243	241	7
	その他の事件	1,450	—	1,450	1,450	—

資料 盛岡地方裁判所

注) 1 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「訴訟」は第一審及び再審事件のことである。

2 道路交通法違反等は、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反のことである。

19-2 裁判員裁判対象事件の概況

(単位 人、%)

年 次	新受人員	裁判員候補者 名簿登録数(a)	選定された 裁判員候補者の数	選任された 裁判員の数(b)	選任された補充 裁判員の数(c)	選任率 (b+c) / a
令和 元年	6	1,200	235	18	6	2.00
2 年	4	1,200	730	30	10	3.33
3 年	8	1,200	415	30	10	3.33
4 年	5	1,100	565	31	10	3.73
5 年	10	1,000	650	32	10	4.20

資料 最高裁判所事務総局「令和 5 年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」

注) 「新受人員」とは起訴された員数のことである。

19-3 民事事件

(単位 件)

年次・区分		受理			既済	未済
		総 数	旧受	新受		
盛岡地方裁判所 本庁	令和 元年	3,425	1,095	2,330	2,327	1,098
	2 年	3,150	1,098	2,052	2,161	989
	3 年	3,111	989	2,112	2,049	1,062
	4 年	3,145	1,062	2,083	2,112	1,033
	5 年	3,223	1,033	2,190	2,153	1,070
	(令和 5 年内訳)					
	控訴	8	3	5	3	5
	第一審訴訟	341	134	207	189	152
	破産	512	132	380	344	168
	行政第一審訴訟	14	6	8	—	14
盛岡簡易裁判所	その他の事件	2,348	758	1,590	1,617	731
	令和 元年	1,738	166	1,572	1,600	138
	2 年	1,590	138	1,452	1,456	134
	3 年	1,362	134	1,228	1,244	118
	4 年	1,194	118	1,076	1,065	129
	5 年	1,312	129	1,183	1,169	143
	(令和 5 年内訳)					
	第一審訴訟	562	95	467	455	107
	調停	114	24	90	88	26
	その他の事件	636	10	626	626	10

資料 盛岡地方裁判所

注) 1 盛岡地方裁判所本庁…第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟

2 盛岡簡易裁判所 …第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟

第19章 司法

19-4 家事審判事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総 数	旧受	新受		
令和 元年	3,089	207	2,882	2,924	165
2 年	3,109	165	2,944	2,781	328
3 年	3,325	328	2,997	2,839	486
4 年	3,392	486	2,906	3,124	268
5 年	3,298	268	3,030	2,866	432
(令和 5 年内訳)					
別表第一事件	3,234	249	2,985	2,820	414
別表第二事件	64	19	45	46	18

資料 盛岡家庭裁判所

注) 1 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

2 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「別表第一事件」は専ら審判の対象、「別表第二事件」は審判と調停の双方の対象のことである。

19-5 家事調停事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総 数	旧受	新受		
令和 元年	703	226	477	515	188
2 年	712	188	524	460	252
3 年	675	252	423	429	246
4 年	696	246	450	477	219
5 年	673	219	454	444	229
(令和 5 年内訳)					
別表第二事件	405	136	269	272	133
別表第二以外の事件	268	83	185	172	96

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

19-6 少年保護事件

(単位 人)

年次・区分	受理			既済	未済
	総 数	旧受	新受		
令和 元年	173	31	142	154	19
2 年	159	19	140	139	20
3 年	142	20	122	121	21
4 年	150	21	129	123	27
5 年	178	27	151	142	36
(令和 5 年内訳)					
一般保護事件	147	22	125	116	31
道路交通法違反	31	5	26	26	5

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における人員である。